

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律 参考資料集

1. 関係法令について

- ・ 日本国憲法（抄）
- ・ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）
- ・ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）
- ・ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）
- ・ 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭和二十八年法律第七十一号）
- ・ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）
- ・ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）（抄）

2. 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律に関する調査会について

- ・ 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律について（報告）
- ・ 昭和 52 年 11 月 2 日 労発第 95 号・各都道府県知事あて労働省労政局長通知

3. 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）について

- ・ 改正後の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律
- ・ 電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院経済産業委員会平成 26 年 5 月 16 日、参議院経済産業委員会平成 26 年 6 月 10 日）

1. 関係法令について

日本国憲法（抄）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

（損害賠償）

第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（正当行為）

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）

第八条 この法律において公益事業とは、次に掲げる事業であつて、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう。

- 一 運輸事業
- 二 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 三 水道、電気又はガスの供給の事業
- 四 医療又は公衆衛生の事業

2 内閣総理大臣は、前項の事業の外、国会の承認を経て、業務の停廃が国民経済を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定する

ことができる。

- 3 内閣総理大臣は、前項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を、官報に告示するの外、新聞、ラヂオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第十八条 労働委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、調停を行う。

- 一 関係当事者の双方から、労働委員会に対して、調停の申請がなされたとき。
- 二 関係当事者の双方又は一方から、労働協約の定めに基づいて、労働委員会に対して調停の申請がなされたとき。
- 三 公益事業に関する事件につき、関係当事者の一方から、労働委員会に対して、調停の申請がなされたとき。
- 四 公益事業に関する事件につき、労働委員会が職権に基づいて、調停を行う必要があると決議したとき。
- 五 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

第二十七条 公益事業に関する事件の調停については、特に迅速に処理するために、必要な優先的取扱がなされなければならない。

第三十五条の二 内閣総理大臣は、事件が公益事業に関するものであるため、又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、緊急調整の決定をすることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 内閣総理大臣は、緊急調整の決定をしたときは、直ちに、理由を附してその旨を公表するとともに、中央労働委員会及び関係当事者に通知しなければならない。

第三十五条の三 中央労働委員会は、前条第三項の通知を受けたときは、その事件を解決するため、最大限の努力を尽さなければならない。

- 2 中央労働委員会は、前項の任務を遂行するため、その事件について、左の各号に掲げる措置を講ずることができる。
 - 一 斡旋を行ふこと。
 - 二 調停を行ふこと。
 - 三 仲裁を行ふこと（第三十条各号に該当する場合に限る。）。
 - 四 事件の実情を調査し、及び公表すること。
 - 五 解決のため必要と認める措置をとるべきことを勧告すること。
- 3 前項第二号の調停は、第十八条各号に該当しない場合であつても、これを行ふことができる。

第三十五条の四 中央労働委員会は、緊急調整の決定に係る事件については、他のすべての事件に優先してこれを処理しなければならない。

第三十五条の五 第三十五条の二の規定により内閣総理大臣がした決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

第三十六条 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又はこれを妨げる行為は、争議行為としてでもこれをなすことはできない。

第三十七条 公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少なくとも十日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 緊急調整の決定があつた公益事業に関する事件については、前項の規定による通知は、第三十八条に規定する期間を経過した後でなければこれをすることができない。

第三十八条 緊急調整の決定をなした旨の公表があつたときは、関係当事者は、公表の日から五十日間は、争議行為をなすことができない。

第三十九条 第三十七条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役、執行役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない団体であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。

3 一個の争議行為に関し科する罰金の総額は、十万円を超えることはできない。

4 法人、法人でない使用者又は労働者の組合、争議団等の団体であつて解散したものに、第一項の規定を適用するについては、その団体は、なほ存続するものとみなす。

第四十条 第三十八条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを二十万円以下の罰金に処する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において同条第三項中「十万円」とあるのは、「二十万円」と読み替へるものとする。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律

(昭和二十八年法律第百七十一号)

第一条 この法律は、電気事業（一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。

第二条 電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

第三条 石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事する者は、争議行為として、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずるものをしてはならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律施行の日から起算して三年を経過したときは、その経過後二十日以内に、もしその経過した日から起算して二十日を経過した日に国会閉会中の場合は国会召集後十日以内に、この法律を存続させるかどうかについて、国会の議決を求めなければならない。この場合において、この法律を存続させない旨の議決があつたとき、又は当該国会の会期中にこの法律を存続させる旨の議決がなかつたときは、その日の経過した日から、この法律は、その効力を失う。
- 3 前項の規定によりこの法律がその効力を失つたときは、政府は、速やかにその旨を公示しなければならない。

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。

二 （略）

三 卸電気事業 一般電気事業者によるその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であつて、その事業の用に供する電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

四 （略）

五 特定電気事業 特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業をいう。

六 （略）

七 特定規模電気事業 電気の使用者の一定規模の需要であつて経済産業省令で定める要件に該当するもの（以下「特定規模需要」という。）に応ずる電気の供給（第十七条第一項第一号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。）を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うものをいう。

八 （略）

九 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。

十～十六 （略）

2 一般電気事業者が他の一般電気事業者若しくは自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者によるその一般電気事業若しくは特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業又は他の一般電気事業者若しくは特定規模電気事業者によるその特定規模電気事業の用に供するための電気に係る第二十四条の三第一項に規定する託送供給を行う事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。

3 卸電気事業者が営む一般電気事業者によるその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業は、卸電気事業とみなす。

第一百五条 電気事業の用に供する電気工作物を損壊し、その他電気事業の用に供する電気工作物の機能に障害を与えて発電、変電、送電又は配電を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 みだりに電気事業の用に供する電気工作物を操作して発電、変電、送電又は配電を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 電気事業に従事する者が正当な理由がないのに電気事業の用に供する電気工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、発電、変電、送電又は配電に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

4 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）（抄）

附 則

（電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置）

第十一条 政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の利用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。

一 平成二十八年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出すること。

二 平成三十年から平成三十二年までの間を目途に、変電、送電及び配電に係る業務（以下この条において「送配電等業務」という。）の運営における中立性（送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることがないことをいう。第三項第一号において同じ。）の一層の確保を図るための措置（次項及び第三項において「中立性確保措置」という。）並びに電気の小売に係る料金の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

三 電気事業に係る制度の抜本的な改革の各段階において、当該改革を行うに当たっての課題について十分な検証を行い、その結果に基づいて当該課題の克服のために必要な措置を講じつつ、当該改革を行うこと。

2 前項の電気事業に係る制度の抜本的な改革は、中立性確保措置を法的分離（同一の者が、送配電等業務及び電気の小売業のいずれも営み、又は送配電等業務及び電気の卸売業のいずれも営むことを禁止する措置をいう。以下この項及び次項において同じ。）によって実施することを前提として進めるものとする。ただし、法的分離の実施に向けた検討の過程でその実施を困難にする新たな課題が生じた場合には、必要に応じて、中立性確保措置を機能分離（送配電等業務に係る機能の一部を推進機関が担うこととすることをいう。）によって実施することを検討するものとする。

3 政府は、中立性確保措置を法的分離によって実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

一 送配電等業務を営む者の役員の兼職に関する規制その他の送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るために法的分離と併せて講ずることが必要な規制措置

二 電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置

三 送配電等業務を営む者及び電気の卸売業を営む者が相互に連携して電気の安定供給を確保するために必要な措置

- 4 電気の小売に係る料金の全面自由化は、これを平成三十年から平成三十二年までの間に実施することとした場合に、電気の小売業を営む者との適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあると認められるときに限り、その実施の時期を見直すものとする。
- 5 政府は、第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 送配電等業務を営む者に、次に掲げる事項を行わせるための措置イ 電気の小売業を営む者から電気の供給を受けることができない者への電気の供給を保障すること。ロ その送配電等業務を営む区域において一元的に送配電等業務を営むとともに、その供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持すること。
 - 二 送配電等業務を営む者が送電用の電気工作物の設置に要する費用その他の送配電等業務に要する費用を適切に回収することを可能とするための措置
 - 三 電気の小売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置
 - 四 推進機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行わせるための措置
 - 五 電気の卸売業への参入の全面自由化及び電気の卸売に係る料金の全面自由化
 - 六 電気事業に係る制度の抜本的な改革に関する情報提供を充実強化するための措置、スマートメーター（電気の小売業を営む者の効率的な事業運営及び多様な電気の小売に係る料金その他の供給条件の設定並びに電気の使用の節減に資する機能を有する電力量計をいう。）の導入を促進するための措置、卸電力取引所（電気の卸売に係る電気について取引をするために必要な市場を開設している者をいう。）における電気の取引量を増加させるための措置、電気の先物取引に係る制度の整備その他の電気の小売業を営む者又は電気の卸売業を営む者との適正な競争関係を確保するための措置
 - 七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置
 - 八 離島における電気の使用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けることができるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置
 - 九 前号に掲げるもののほか、沖縄地域における電気事業の特殊性を踏まえた措置
- 6 政府は、電気事業の監督の機能を一層強化するとともに、電気の安定供給の確保に万全を期するため、電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し、平成二十七年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させるものとする。

2. 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律に関する調査会 について

**電気事業及び石炭鉱業における
争議行為の方法の規制に関する
法律について（報告）**

（ 5 2 . 7 . 2 2 ）

昭和52年7月22日

労働大臣

石田博英殿

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律に関する調査会会長

峯村光郎

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律について（報告）

- 1 当調査会は、昭和48年12月、労働大臣から、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（以下「スト規制法」という。）の運用の実情及び問題点を調査し、同法の改正の要否等について検討を行うことを委嘱され、以来今日まで25回の会合を重ねてきた。
- 2 調査会は、調査・検討の過程において、関係労使より、電気事業及び石炭鉱業における労使関係の実情、スト規制法の運用の実情等について説明を受け、同法の改正の要否等についての

見解を聴取するとともに、電気及び石炭の需要家からこれらの利用状況等について説明を受けた。また、とりあえず電気事業関係について検討を進めるため、火力・原子力・水力の各発電所や変電所等においても実情調査を行った。

3 スト規制法の改正の要否等についての労使の見解は、電気事業については要旨次のようなものであつた。すなわち、電気事業においても紛争解決のための最終的手段として争議行為に訴えることは認められるべきであるが、他面、ひとたびその供給が停止すれば、国民生活に多大なる影響を及ぼし、さらには国民経済にも計り知れない損害を与えるおそれがあるという電気の重要性にかんがみ、争議行為によつて電気の正常な供給に支障が生じ、国民生活及び国民経済にかかる影響が生ずるようなことがあつてはならないという点で、労使の見解は基本的に一致している。また、その故にこそ、電気事業においては、相互の理解と労使対等の原則に基づいて紛争を自主的かつ合理的に処理し得る平和的な労使関係の形成が特に望まれるところであり、労使はそれぞれの立場において不断の努力を払うべきであるという点について、労使の見解は何ら異なるところがない。

しかし、労働組合側は、争議行為によつて電気の正常な供給に支障が生ずるようなことがあつてはならないとしても、それ

は労働組合及び組合員の良識によつて担保されるべきものであり、法律による規制は不必要であるばかりでなく、労使関係のバランスをくずすものであると述べている。これに対し、使用者側は、争議行為によつて電気の正常な供給に支障が生ずるようなことがあつてはならないとすれば、そのことを規定する法律の存在は何ら妨げになるものではなく、また、争議行為が規制されていることにかんがみ、使用者側としても、労使関係の安定、労働条件の維持改善のためにできる限りの配慮をしているところであると述べている。

また、労働組合側は、一定の要件の下で、電気の正常な供給に支障がない範囲内では、発電、変電、送電、配電及び給電のいわゆる直接部門においても争議行為が認められるべきであると述べたのに対し、使用者側は、このような直接部門で争議行為が行われるならば、一般的に電気の正常な供給に支障が生ずるおそれがあると述べた。

1 調査会は、この間、昭和50年11月19日に開催した第19回会合において、電気事業の関係労使に対して、スト規制法施行後20余年の間の発電、配電等の部門における急速な技術の進展にかんがみ、いかなる争議行為により電気の正常な供給に具体的にいかなる影響が生ずるかについて技術的解明を行

うとともに、併せて紛争調整その他についてもできる限り話し合ひよう要望した。

調査会がこのような要望を行つた趣旨は、争議行為によつて電気の正常な供給に支障が生ずるようなことがあつてはならないという点で労使の考え方は基本的に一致している反面、直接部門における具体的な争議行為によつて電気の正常な供給にどのような影響が生ずるかという点の認識において労使間に相当の隔たりがあつたことに着目し、この点につき、技術的な見地から、可能な限り、実際に電気事業の運営に当たる労使の共通の認識が得られることが、電気事業における争議行為の問題の解決のためにきわめて重要であると考えたからにほかならない。

5 関係労使は、この要望にこたえ、火力発電、原子力発電、水力発電、変電、送電、配電及び給電の各部門ごとに専門技術者から成るワーキング・グループを設け、一年半余にわたり精力的に検討を重ねてきた。この検討の結果は、前記の各部門ごとに、その電力供給に占める役割及び業務の概要、さらには争議行為の技術的影響に関する詳細な報告書として取りまとめられ、先般調査会に提出されたところである。

論議の中心は、争議行為に際して労使双方においてとられる供給維持のための措置如何によつて、電気の供給にどのような

影響が生ずるかという点にあつたが、争議行為時において保持されるべき機器の運転方法や争議行為時における使用者側の対応の技術的限界などについての認識の差異を反映して、労使の見解は最終的には一致するに至らなかつた。

しかしながら、争議行為の場所、時期、態様、さらには労使双方においてとられる措置如何によつては、争議行為が必ずしも電気の供給障害につながらない場合があるという点などについて、労使の見解がある程度近づいてきているようにうかがえる。

このように、電気事業における争議行為の限界について、電気事業に従事する者の使命を自覚しつつ労使間で率直な意見交換がなされたことは、高く評価されるべきであり、今後労使共通の財産として蓄積されるものであるといえよう。

6 調査会の検討も既に3年有余にわたつているわけであるが、この間、以上のような経過を踏まえ、全委員が、次のような認識を共にするに至つたところである。

(1) 労使の社会的責任の自覚と相互の協力により、法律による規制がなくとも、国民生活、国民経済への大きな影響のある争議行為が発生しない状況が最も望ましい。

(2) 今日、電気が我が国の社会経済に占める役割は、スト規制

法制定当初とは比較にならない程拡大し、その供給停止は、単に国民に甚大な迷惑を及ぼすというだけでなく、場合によっては、国民経済の運行を麻痺せしめ、あるいは人間の生命に影響を与える事態のあることも否定できない。

- (3) 我が国の社会経済は、電気の供給停止のないことを前提に成立しており、電気の供給に支障が生じた場合の対応については、社会全般を通じ十分な考慮が払われているとはいえない。
- (4) 電気の供給停止の影響の重大性及びこれに対する対応についての認識が国民各層に定着し、このなかで責任ある労使の態度及び労使関係が形成され、このことを踏まえた正しい世論が培われることが、法の存否を論ずる前提としてきわめて重要である。
- (5) 以上の諸点にかんがみ、スト規制法については当面現行のままとするも、またやむを得ないところである。
- (6) 電気事業においても、あらゆる態様の争議行為がすべて規制されているわけではなく、個々の具体的な状況の下では、懸案の解決を図るため、電気の供給障害という事態に立ち至らない範囲で、争議行為に訴えることもまた認められるところである。この点についていえば、争議行為の正当性の範囲

について一層の明確化が望まれる。

- (7) いずれにしても、電気の供給障害の防止は、法律の規定によつてのみ担保すべきものでもなく、また、それが可能でもないことに照らし、協力的な労使関係、労働慣行樹立のための方策を積極的に採り入れることが必要である。

7 調査会は、以上の共通認識をもとに、下記の点について関係者の格段の配慮を求める。

- (1) 産業の現状及び将来に関連する諸問題について、労使が不断の意思疎通を図ることは、労使関係の基本である。

とりわけ、電気産業労使にあつては、その国民生活及び国民経済に占める重要性にかんがみ、電気産業の直面する課題に共に取り組み、さらに一層の社会的役割を担うことを期待されているところであり、労使のトップレベルによる相互理解を一層促進させることが特に望まれる。

そのため、新たに、労使双方に共通する重要な課題を協議する制度を設け、その運営については、できるだけ速やかに労使間で取決めがなされることを期待するものである。

- (2) 労働条件について労使の円満な合意をもたらすために、団体交渉の一層の充実を図るとともに、自主的な紛争調整について率直な意見交換がなされることも望まれるところである。

(3) 労働省にあつては、法制定後20余年間の電気事業における急速かつ飛躍的な技術変化及び調査会における論議を踏まえ、法の運用上配慮すべき点を関係労使に示唆することが要請される。

また、関係労使にあつても、具体的な争議行為が電気の正常な供給に影響を及ぼすことのないよう、争議行為の方法・態様等につき、双方の良識ある行動を前提としつつ、さらに検討を加えることが望まれる。

(4) 我が国の国民生活及び産業社会は、電気がいかなる場合でも常に供給されるという前提の下に成立してきた。このような状況のもとでは、いつたん何らかの事情で電気の供給が停止したときには、社会の存立が根底からくつがえるおそれがある。このような状況は、戦後、日本経済が発展してきた過程において集積されてきたのであるが、この点についての顧慮を全くぬきにしては、電気産業における争議行為の問題も考えるわけにはいかない。調査会としては、電気に関する社会の対応につき、広く関係者の間で格別の考慮が払われることを要望しておきたい。

第二条の解釈

(昭和52年11月2日労発第95号・各都道府県知事あて労働省労政局長通知)

法は、特定の業務における争議行為を、一律に禁止しているのではなく、具体的な争議行為が法二条にいう行為に該当するか否かについては、専ら当該行為が発電、送電、給電、変電及び配電に直接に障害を生ぜしめる客観的具体的な可能性を有するか否かにより決すべきであるとしているのである。

そこで、法二条にいう行為に該当するか否かの判断基準をより具体的に述べると次のとおりである。

- (一) 電気供給に直接関係する発電、送電、給電、変電、配電の各事業場にあつても、機械器具の定期的手入れ、点検等の業務のごとく、その業務の性質上、当該業務における争議行為が、電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめないことが客観的に明らかな場合には本条に違反しないことは、前記通達において述べたところである。
- (二) その業務の性質上からは、当該業務における争議行為が電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめないことが客観的に明らかであるとは必ずしも言い得ない場合においても、人員の配置及び稼働の状況、業務の運行状況等諸般の事情を考慮すれば、当該争議行為が電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめないことが客観的に明らかな場合には、本条に違反するものではない。
- (三) 使用者側の何らかの対応措置がとられない限り、当該争議行為により電気の正常な供給に直接に障害が生ずる可能性がある場合であつても、あらかじめ電気の正常な供給に障害を生ぜしめることがないように関係労使間で十全の協定がなされ、それに従って現実に措置がとられる場合にあつては、争議行為時における電気の供給態勢が労使のかかる措置により客観的に確保されていると言えるのであつて、このような状況の下になされた争議行為は、本条に違反するものではない。

もつとも、労働者が使用者側の対応措置を一方向的に期待して争議行為に及んだ場合には、たとえ使用者側が適切な対応措置を現実にとつたために電気の正常な供給に支障が生じなかつたとしても、本条に違反するものである。

- (四) 電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめないことが客観的に明らかであるような方法、態様において争議行為が開始された場合であつても、その後の状況の推移いかんによつては、電気の正常な供給に直接に障害がもたらされる可能性が生ずる場合がある。このような場合にあつては、争議行為を中止するなり、あるいは争議行為の方法、態様を変更するなりして、電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめるような結果の発生を回避する義務があることは当然である。

3. 電気事業法等の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第七十二号) について

改正後の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律 (昭和二十八年法律第百七十一号)

第一条 この法律は、電気事業（一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。



(「電気事業法等の一部を改正する法律」(附則第 50 条)による改正後)

第一条 この法律は、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業及び同項第十四号に規定する発電事業（その営む事業の事業主又はその営む事業に従事する者が次条に規定する禁止行為を行うことにより、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者（同項第十一号に規定する発電事業者をいう。）が営むものに限る。）をいう。以下同じ。）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。

第二条 電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

第三条 石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事する者は、争議行為として、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずるものをしてはならない。

附 則 （略）

電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (其七)

政府は、電力システム改革を着実に推進するため、本法施行に当たり、以下の点に留意すること。

一 電力システム改革の目的である「電気の安定供給の確保」と「電気の小売に係る料金の最大限の抑制」の実現のため、原子力発電の稼働が進んでいない中で海外からの化石燃料の輸入が増加し、国民負担の増大が懸念されていることにも鑑み、第三段階までの法的措置の期限を待つことなく、スマートメーターの普及、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を引き続き検討し、可能なものについては可及的速やかに措置を講じること。特に、電力が市場に十分に供給されることが市場における競争環境上重要であることに鑑み、平成二十八年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要となる電力の需給状況の安定が確保されるための有効な措置を講じるべく努めるものとする。

1

二 原子力政策の抜本的見直しが求められる中、競争環境下における原子力発電の在り方及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時並行的に適切に措置を講じること。また、原子力事業者において今後国内において増加する原子力発電所の廃炉の円滑な実施や新規規制基準への対応、使用済核燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対処が可能となるよう、事業環境の整備に向けて、平成二十八年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要な措置について速やかに検討し、遅滞なく実施するものとする。

三 昨年成立した改正電気事業法附則第十一条第四項の趣旨を踏まえ、今後、第三段階の法的措置の実施を通じて達成するものとされている「送配電部門の中立性の確保」及び「電気料金の全面自由化」は、競争促進の効果と電力の利用者の利益を併せて実現する観点から同時に実施することを原則とすること。また、これらの事項を含む今後の電力システム改革の詳細な制度設計及び実施については、当該改革に当たったっての課題検証とその結果に基づく課題克服のために必要な措置を講じて進めるとともに、今年策定された新たなエネルギー基本計画の内容と整合性をもって第三段階の改革まで着実に進めるものとし、関係方面に十分な説明を行うものとする。

四 電力市場における適正な競争を通じて、電力システム改革の目的の一つである「電気料金の最大限の抑制」が確実に達成されるために必要な措置を講じるものとし、規制料金の撤廃は需要家保護の観点からその時期を十分に見極めて行うとともに、新規参入事業者が公平な条件で競争できるような価格形成が図られるようにするなど、適正な電気料金の実現のための措置を講じること。

2

五 電力の小売全面自由化に伴い、新規事業者に対する送配電網への公平な接続の保証や需要家情報の共有等を通じて、新規事業者が電力小売市場に参入することが阻害されることなく、現在の一般電気事業者と公平に競争できる環境を整備すること。また、新規事業者の電源調達を容易にするため、引き続き、地方自治体による電源の売り入札の促進に加え、電力会社における余剰電力の供出の促進等を通じ、卸電力市場の活性化に向けて必要な措置を講じるものとする。

六 再生可能エネルギーによる発電を利用する新規事業者の電力市場参入を促すための送配電網の整備や参入手続における一層の規制緩和等の措置を講じるとともに、再生可能エネルギーによる発電が健全かつ着実に行われるための制度を整備することにより、我が国においてその導入が最大限促進されるよう努めること。

七 電力の小売全面自由化に伴って電力の安定供給が損なわれることのないよう、昨年の電気事業法改正によって法定された広域的運営推進機関の機能の適正な行使等を通じて、必要な供給予備力が常時確保されることなど、電力システム改革の目的である「電力の安定供給の確保」が達成されるための万全の措置を講じるものとする。また、発電事業者、小売電気事業者をはじめ、電力市場に参加する事業者が連携して電力の安定供給のための責任を果たす上での仕組みについて十分な検討を行い、適切な措置を講じること。

八 電力システム改革の遂行に際しては、今日まで電力の安定供給を支えてきた電力関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。また、当該労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から、電力システム改革に関する法体系の整備に併せ、所管省庁において有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、同法の今後の在り方について検討を行うものとする。

九 電気事業の規制に関する事務をつかさどる独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織は、実効性のある送配電部門の中立性の確保、電気の小売業への参入の全面自由化等の電力システム改革を推進する上で、必要な電気事業の規制に関するモニタリング、電気事業への参入の促進、市場における適切な競争環境を阻害する要因の除去、対等な競争条件の確保等を実施するための必要最小限な組織とし、肥大化は極力避けること。また、この観点から、新たな行政組織への移行が平成二十七年を目途に着実に措置されるよう、引き続き詳細設計に向けて検討を進めるものとする。

電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 付録 11

平成二十六年六月十日
参議院 経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 電力の小売全面自由化に伴い、新規事業者に対する送配電網への公平な接続の保証や需要家情報の共有等を通じて、新規事業者が電力小売市場に参入することが阻害されることなく、現在の一般電気事業者と公平に競争できる環境を整備すること。また、新規事業者の電源調達を容易にするため、引き続き、地方自治体による電源の売り入れの促進に加え、電力会社における余剰電力の供出の促進等を通じ、卸電力市場の活性化に向けて必要な措置を講じるものとする。さらに、新規参入や技術開発等の促進は、経済成長につながるものであり、政府の諸方針においても明確に位置付けるものとする。

二 電力の小売全面自由化に伴って電力の安定供給が損なわれることのないよう、昨年の電気事業法改正によつて法定された広域的運営推進機関の機能の適正な行使等を通じて、必要な供給予備力が常時確保されることなど、電力システム改革の目的である「電力の安定供給の確保」が達成されるための万全の措置を講じるものとする。また、スマートメーターの普及、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を引き続き検討し、可能なものについては可及的速やかに措置を講じること。特に、電力が市場に十分に供給されることが市場における競争環境上重要であることに鑑み、平成二十八年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要となる電力の需給状況の安定が確保されるための有効な措置を講じるべく努めるものとする。

三 電力市場における適正な競争を通じて、電力システム改革の目的の一つである「電気料金の最大限の抑制」が確実に達成されるために必要な措置を講じるものとし、規制料金の撤廃は需要家保護の観点からその時期を十分に見極めて行うとともに、新規参入事業者が公平な条件で競争できるような価格形成が図られるようにするなど、適正な電気料金の実現のための措置を講じること。

四 電力システム改革の詳細な制度設計及び実施については、当該改革に当たつての課題検証とその結果に基づき課題克服のために必要な措置を講じて進めるとともに、今年策定された新たなエネルギー基本計画の内容と整合性をもって第三段階の改革まで着実に進めるものとし、関係方面に十分な説明を行うものとする。また、再生可能エネルギーによる発電を利用する新規事業者の電力市場参入を促すための送配電網の整備や参入手続における一層の規制緩和等の措置を国民負担に十分配慮した上で講じるとともに、再生可能エネルギーによる発電が健全かつ着実に進むための制度を整備することにより、我が国においてその効率的な導入が最大限促進されるよう努めること。

五 原子力政策の抜本的見直しが求められる中、競争環境下における原子力発電の在り方及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時並行的に適切に措置を講じること。また、原子力事業者において今後国内において増加する原子力発電所の廃炉の円滑な実施や新規制基準への対応、使用済核燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対応が可能となるよう、国と原子力事業者の役割分担を含めた事業環境の整備に向けて、平成二十八年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要な措置について速やかに検討し、遅滞なく実施するものとする。

六 電力システム改革の遂行に際しては、今日まで電力の安定供給を支えてきた電力関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。また、当該労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から、電力システム改革に関する法体系の整備に併せ、所管省庁において有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、同法の今後の在り方について検討を行うものとする。

七 電気事業の規制に関する事務をつかさどる独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織は、実効性のある送配電部門の中立性の確保、電気の小売業への参入の全面自由化等の電力システム改革を推進する上で、必要な電気事業の規制に関するモニタリング、電気事業への参入の促進、市場における適切な競争環境を阻害する要因の除去、対等な競争条件の確保等を実施するための必要最小限な組織とし、肥大化は極力避けること。また、この観点から、新たな行政組織への移行が平成二十七年を目途に着実に措置されるよう、引き続き詳細設計に向けて検討を進めるものとする。

右決議する。